

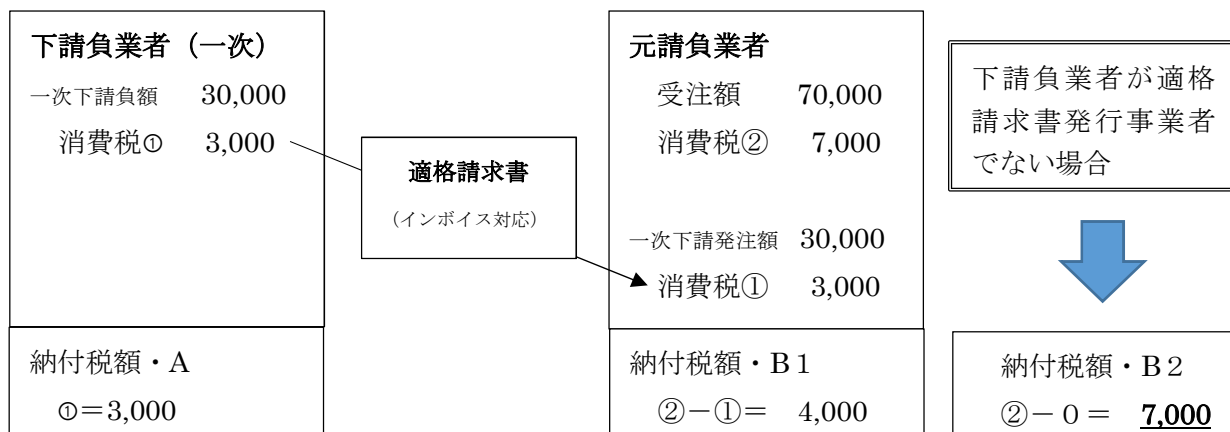
三重県発注工事に参加される皆様へ

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

1. 消費税の納付の仕組み（令和5年10月1日以降）

令和5年10月1日以降の消費税納付の仕組みは以下のとおりです。
 ※適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについては経過措置期間が設けられています。

例



2. 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録申請手続き

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則、

令和5年3月31日までに登録申請が必要です。

※申請手続きについては、国税庁のホームページをご確認ください。（右のQRコードからご覧いただけます）



国税庁
ホームページ

3. 注意事項

国土交通省通知より

インボイス制度の施行後、元請負人と免税事業者である下請負人との取引については、自己の取引上の地位を不当に利用した行為や優越した地位を濫用した行為は、**建設業法**や**独占禁止法**の規定に違反する行為として問題となるため十分留意するとともに、具体的な行為は国土交通省ホームページのQ & Aに掲載されているのでご確認ください。

（右のQRコードからご覧いただけます）



国土交通省
ホームページ

三重県県土整備部

建設業課 TEL 059-224-2723 E-mail kengyo@pref.mie.lg.jp

県土整備財務課 TEL 059-224-2653 E-mail kendozai@pref.mie.lg.jp